

せき せき せき 長引くせきは 赤信号

結核は過去の病気ではありません



東京都福祉保健局

R30

古紙配合率80%再生紙を使用しています

目次

長引くせきは要注意	1
「感染」と「発病」は違います	2
感染しただけでは人にうつしません	3
結核の治療 ～長期服薬が基本です～	4
結核の治療 ～複数の薬を飲みます～	5
周りの人も健康診断を受けましょう	6
心配なときは保健所へ	7
偏見のない社会づくり	8



長引くせきは要注意

現在、全国で年間約1万2千7百人、東京都で約1千6百人が新たに結核と診断されています。結核は過去の病気ではありません。

結核の症状は、せき、たん、発熱などで始まり、時にたんに血が混じる、食欲が減る、体重が減る、寝汗をかいている等の症状がみられます。**2週間以上せきが続く場合は、病院や診療所等の医療機関を受診しましょう。**

また、結核は症状が出ない場合もあります。**職場や区市町村で行われる健康診断（胸部エックス線検査）を年に1回は受けましょう。**

※特に高齢者の場合は、せき、たんの症状が出ないことがあります。ほかの症状へ注意し、定期的な健康診断を受けることが大切です。



★医療機関では、
たんの検査（菌検査）、
胸部エックス線検査
等が行われます。

「感染」と「発病」は違います

結核は患者のせきやくしゃみなどに含まれる結核菌が、しぶきと一緒に空気中に飛び散り、それを周りの人が吸い込むことでうつります。結核菌を吸い込んでも、免疫力により結核菌の多くは鼻やのどで消滅しますが、肺の奥まで届き定着することがあります。この状態を「感染」といいます。

感染しても人間の体は免疫力によって結核菌の活動を抑え込んでいますが、免疫力が低下すると、結核菌が体内で増えて病気を引き起こします。この状態を「発病」といい、感染した人の1割から2割が発病するといわれています。発病するのは感染してから6か月から2年の間が多いですが、何十年も経ってから発病することもあります。



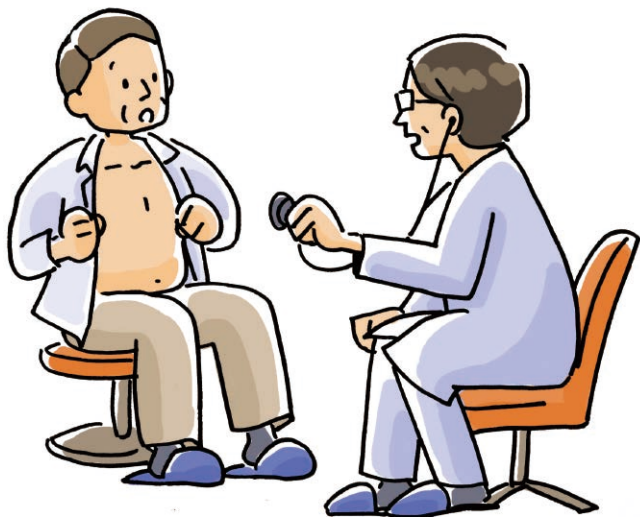
発病は10人に1~2人

感染しただけでは人にうつしません

結核菌に感染しても、発病していなければ、ほかの人にうつすことはありません。発病の初期はせきやたんの中に結核菌が含まれませんが、進行に伴ってせきやたんの中に結核菌が含まれるようになると、周囲の人にうつる可能性があります。

ただし、適切な治療を行えば数週間程度で他の人へ感染させるおそれは、ほぼなくなります。



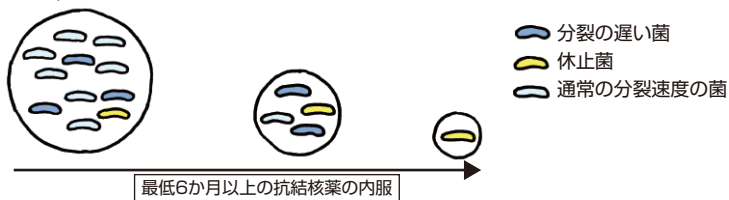


結核の治療～長期服薬が基本です～

もし結核と診断されたら、服薬による治療が必要となります。

結核の薬は結核菌が分裂している時しか、殺菌作用がありません。

結核菌の分裂速度は、早いもので15時間に1回で、さらに分裂が遅い菌や分裂を休止している菌もあるため、再発をできる限り低く抑えるために、最低6か月以上の内服が必要です。必要な服薬期間は病状や経過により6か月から1年以上となることもあります。

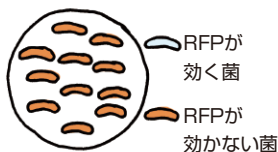
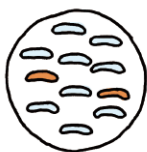


結核の治療～複数の薬を飲みます～

結核の標準的な治療では、INH（イソニアジド）とRFP（リファンピシン）など、3～4種類の薬を毎日内服します。

結核菌には、ごくわずかな数の耐性菌（薬が効かない菌）が、自然に存在するといわれています。したがって、1種類の薬のみで治療を行うと、最初は菌が減りますが、しばらくすると耐性菌だけが増えてしまい、その薬が効かなくなってしまうです。そのため、結核の治療は、複数の薬を使うことが大原則となっています。

例えば
RFPだけの
治療を続けると



RFPが
効く菌

RFPが
効かない菌



RFPが
全く効かない
結核菌に



★服薬を続けるために
薬について心配なこ
とはすぐ医師等に相
談しましょう。



周りの人も健康診断を受けましょう

結核と診断された人の身近にいる人に対して、保健所から必要に応じて、健康診断のお知らせをすることがあります。結核に感染している人や、すでに発病している人がいるかもしれないからです。

健康診断の結果、発病には至っていないものの結核に感染していた時（潜在性結核感染症）は、発病予防の薬を飲む場合があります。

心配なときは保健所へ

結核と診断されたら、、、

- 1 診断した医師は法律に基づき直ちに保健所に届出を行います。
- 2 保健所では届出を受理すると、職員が訪問や面接を行い、結核の療養や公費負担制度などについて説明します。
- 3 患者さんの身近な方たちへの健康診断を保健所が行う時があります。

患者さんの結核に感染性がある場合、周りの方が感染していることも考えられます。また、周りに結核の方がいて、その方から感染を受けたということも考えられるためです。

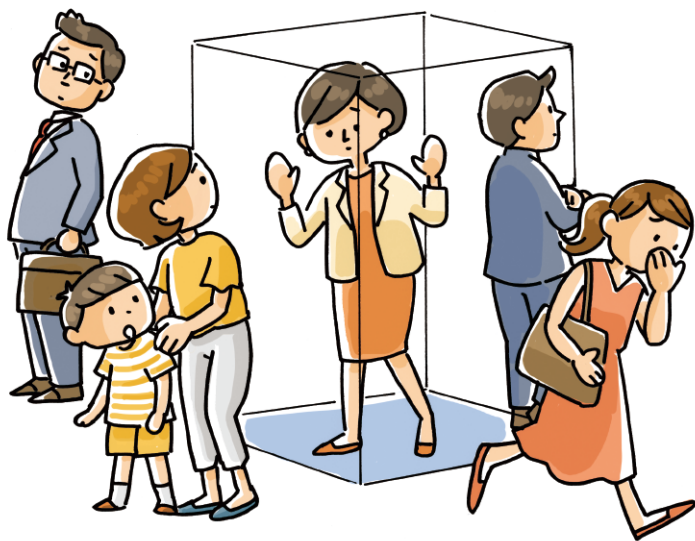
結核について心配なことがあれば、住所地を管轄する保健所へご相談下さい。



偏見のない社会づくり

感染していても発病していない人や、きちんと治療をしている人からほかの人に感染することはありません。発病した人も、薬を確実に飲んでいれば、感染性（ほかの人に感染するおそれ）は2週間程度でほとんどなくなります。

また、家族が結核でも本人が健康であれば、本人からほかの人に感染することはありません。



結核だけではなく、ハンセン病・HIV等にかかった多くの人が職場や社会の偏見に悩んでいます。私たち一人ひとりが、結核についての正しい知識を持ち、安心して治療ができるように支えていきましょう。

保健所一覧

(令和3年6月現在)

●東京都保健所

保健所名	管轄区域	電話番号
西 多 摩	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	0428-22-6141
南 多 摩	日野市 多摩市 稲城市	042-371-7661
多摩立川	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	042-524-5171
多摩府中	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市	042-362-2334
多摩小平	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	042-450-3111
島 し ょ	島しょ全域	03-5320-4342

●政令市保健所

市	管轄保健所名	電話番号
八 王 子 市	八王子市	042-645-5111
町 田 市	町田市	042-724-4239

●特別区保健所

区	管轄保健所名	電話番号	区	管轄保健所名	電話番号
千代田区	千代田	03-5211-8161	豊 島 区	池 袋	03-3987-4182
中 央 区	中央区	03-3541-5930	北 区	北 区	03-3919-3102
港 区	みなと	03-6400-0081	荒 川 区	荒川区	03-3802-3111
新 宿 区	新宿区	03-3209-1111	板 橋 区	板橋区	03-3579-2321
文 京 区	文 京	03-5803-1224	練 馬 区	練馬区	03-5984-4671
台 東 区	台 東	03-3847-9401	足 立 区	足 立	03-3880-5378
墨 田 区	墨田区	03-5608-6191	葛 飾 区	葛飾区	03-3602-1238
江 東 区	江東区	03-3647-5879	江戸川区	江戸川	03-5661-2476
品 川 区	品川区	03-5742-9153			
目 黒 区	目黒区	03-5722-9896			
大 田 区	大田区	03-5744-1263			
世田谷区	世田谷	03-5432-2432			
渋谷区	渋谷区	03-3463-1211			
中 野 区	中野区	03-3382-6661			
杉 並 区	杉 並	03-3391-1025			

「結核について…」と
いって担当部署に
つないでもらい
ましょう。



長引くせきは赤信号

令和3年9月発行

登録番号(3)5

編集・発行／東京都健康安全研究センター企画調整部
健康危機管理情報課
東京都新宿区百人町三丁目24番1号
電話 03 (5937) 1089

編集協力／ 公益財団法人 東京都結核予防会
東京都墨田区両国四丁目5番9号
電話 03 (3633) 4053

印刷所／スピックバンスター株式会社
東京都文京区関口1-47-12
電話 03 (3260) 8151



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

自然環境保護のため
植物油インキを使用しています。

